

八洲学園大学 学則（抜粋）

第7章 卒業

（卒業）

第39条 正科生として本学に4年（第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

（単位修得証明等）

第40条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、履修した科目群等に応じ、当該学生等の申請により、単位修得証明書、修了証明書、科目修得認証書などを発行する。

（資格）

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

- 一 家庭教育アドバイザー
- 二 社会教育主事
- 三 司書
- 四 司書教諭
- 五 学芸員
- 六 地域スポーツインストラクター基礎資格

2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。

(様式)

学 位 記

氏 名

年 月 日生

大学印

本学生涯学習学部生涯学習学科所定の課程を修め
本学を卒業したので学士（学術）の学位を授与す
る

平成 年 月 日

八洲学園大学長

印

第 号